

◆入札説明書等に関する質問・意見に対する回答に関する質問（再質問）に対する回答後の修正箇所一覧（変更箇所は下線部分）

特定事業契約書（案）

箇所	変更前（平成25年3月1日）	変更後（平成25年5月8日修正公表）
第54条 第9項		<u>第7項により事業者から地域活性化施設を賃借したテナントが事業者の構成企業である場合において、事業者の申し出により市が事前に承諾した場合には、当該構成企業は、事業者と当該構成企業との間の定期建物賃貸借契約の範囲内において、借地借家法第38条に定める定期建物賃貸借契約により、第三者であるテナントに転貸することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。</u> <u>（追加）</u>
第76条 第1項	事業者は、本契約の全部又は一部が終了した場合において、当該終了部分に係る本件施設内（事業者のために設けられた控室等を含む。）に事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件（業務受託者等の所有又は管理に係る物件を含む。以下、本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき市の指示に合理的な範囲内で従わなければならない。	事業者は、本契約の全部又は一部が終了した場合において、当該終了部分に係る本件施設内（事業者のために設けられた控室等を含む。）に事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件（業務受託者及び地域活性化施設の転借人その他の占有者等の所有又は管理に係る物件を含む。以下、本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき市の指示に合理的な範囲内で従わなければならない。
別紙13	第16条 乙は、貸付期間が満了した場合又は第14条の規定により本契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲に対してその損害賠償を請求することができない。 2 乙は、乙が本契約に違反し、甲に損害を与えたとき、又は第14条の規定により本契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。	第16条 乙は、貸付期間が満了した場合又は第14条の規定（ <u>但し、第1項第2号及び第3号の場合を除く。</u> ）により本契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲に対してその損害賠償を請求することができない。 2 乙は、乙が本契約に違反し、甲に損害を与えたとき、又は第14条の規定（ <u>但し、第1項第2号及び第3号の場合を除く。</u> ）により本契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。
別紙17	法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、下記の①ないし③記載のとおりとする。 <u>のいずれかに該当する場合には市が負担し、それ以外の法令変更については事業者が負担する。</u>	法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、下記の①ないし③記載のとおりとする。
別紙21	(1) 算定方法 (イ) 割賦支払分 なお、 <u>割賦支払の対象は、各年度中に完工確認を受けた施設とし、金利の起算日は各年度の末日とする。</u>	(1) 算定方法 (イ) 割賦支払分 なお、 <u>複合施設については平成28年10月、第二駐車場については平成29年10月に割賦支払を開始するものとし、金利の起算日は、複合施設については平成28年3月末日、第二駐車場については平成29年3月末日とする。</u>
別紙21	(2) 対価の支払方法 ア 年度払分 事業者は、毎年の業務完了後 イ 割賦支払分 割賦支払の回数は、平成28年3月支払開始分は20回（最終支払は平成37年10月）、平成29年3月支払開始分は18回（最終支払は平成37年10月）とする。なお、割賦支払分は、第38条5項記載の負担金と可能な範囲で相殺するため、双方の支払日を合せるものとする。	(2) 対価の支払方法 ア 年度払分 事業者は、毎年 <u>度</u> の業務完了後 イ 割賦支払分 割賦支払の回数は、平成28年10月支払開始分は20回（最終支払は平成38年3月）、平成29年10月支払開始分は18回（最終支払は平成38年3月）とする。なお、割賦支払分は、第38条5項記載の負担金と可能な範囲で相殺するため、双方の支払日を合せるものとする。